令和5年度
指定障害福祉サービス等事業者
集団指導研修（共通事項）

令和５年１１月
広島市健康福祉局障害福祉部
障害自立支援課

目次

１　障害者総合支援法の改正
２　業務継続計画・感染症対策の強化
３　基準条例
４　業務管理体制の整備に関する届出
５　障害福祉サービス等情報公表制度・災害時情報共有システム
６　連絡用メールアドレスの登録
７　事故報告・感染症の報告
８　質問票
９　指定更新
１０　土砂災害警戒区域
１１　共生型サービス
１２　広島県福祉サービス運営適正化委員会
１３　請求事務
　　問い合わせ先

１　障害者総合支援法の改正

1　障害者総合支援法の改正

資料集P.1

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の概要

改正の趣旨

障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずる。

改正の概要

1．障害者等の地域生活の支援体制の充実【障害者総合支援法、精神保健福祉法】

① 共同生活援助（グループホーム）の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等が含まれることを、法律上明確化する。

② 障害者が安心して地域生活を送れるよう、地域の相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センター及び緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を市町村の努力義務とする。

③ 都道府県及び市町村が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。

2．障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進【障害者総合支援法、障害者雇用促進法】

① 就労アセスメント（就労系サービスの利用意向がある障害者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適性の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理）の手法を活用した「就労選択支援」を創設するとともに、ハローワークはこの支援を受けた者に対して、そのアセスメント結果を参考に職業指導等を実施する。

② 雇用義務の対象外である週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者に対し、就労機会の拡大のため、実雇用率において算定できるようにする。

③ 障害者の雇用者数で評価する障害者雇用調整金等における支給方法を見直し、企業が実施する職場定着等の取組に対する助成措置を強化する。

3．精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備【精神保健福祉法】

① 家族等が同意・不同意の意思表示を行わない場合にも、市町村長の同意により医療保護入院を行うことを可能とする等、適切に医療を提供できるようにするほか、医療保護入院の入院期間を定め、入院中の医療保護入院者について、一定期間ごとに入院の要件の確認を行う。

② 市町村長同意による医療保護入院者を中心に、本人の希望のもと、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う「入院者訪問支援事業」を創設する。また、医療保護入院者等に対して行う告知の内容に、入院措置を採る理由を追加する。

③ 虐待防止のための取組を推進するため、精神科病院において、従事者等への研修、普及啓発等を行うこととする。また、従事者による虐待を発見した場合に都道府県等に通報する仕組みを整備する。

4．難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化【難病法、児童福祉法】

① 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する医療費助成について、助成開始の時期を申請日から重症化したと診断された日に前倒しする。

② 各種療養生活支援の円滑な利用及びデータ登録の促進を図るため、「登録者証」の発行を行うほか、難病相談支援センターと福祉・就労に関する支援を行う者の連携を推進するなど、難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業を強化する。

5．障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベース（ＤＢ）に関する規定の整備【障害者総合支援法、児童福祉法、難病法】

障害ＤＢ、難病ＤＢ及び小慢ＤＢについて、障害福祉サービス等や難病患者等の療養生活の質の向上に資するため、第三者提供の仕組み等の規定を整備する。

6．その他【障害者総合支援法、児童福祉法】

① 市町村障害福祉計画に整合した障害福祉サービス事業者の指定を行うため、都道府県知事が行う事業者指定の際に市町村長が意見を申し出る仕組みを創設する。

② 地方分権提案への対応として居住地特例対象施設に介護保険施設を追加する。　等

このほか、障害者総合支援法の平成30年改正の際に手当する必要があった同法附則第18条第２項の規定等について所要の規定の整備を行う。

施行期日

令和６年４月１日（ただし、２①及び５の一部は公布後３年以内の政令で定める日、３②の一部、５の一部及び６②は令和５年４月１日、４①及び②の一部は令和５年10月１日）

1　障害者総合支援法の改正

資料集P.2

グループホーム利用者が希望する地域生活の継続・実現の推進

令和４年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

現状・課題

○　グループホームでは、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の支援が行われている。
○　近年、グループホームの利用者は増加しており、その中には、グループホームでの生活の継続を希望する者がいる一方で、アパートなどでの一人暮らし等を希望し、生活上の支援があれば一人暮らし等ができる者がいる。

見直し内容

○　グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、**グループホームの支援内容として、一人暮らし等を希望する利用者に対する支援や退居後の一人暮らし等の定着のための相談等の支援が含まれる点について、障害者総合支援法において明確化する。**

※　ただし、グループホームにおける継続的な支援を希望する者については、これまでどおり、グループホームを利用することができる。

見直しのイメージ

現行の支援内容

☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

＋

一人暮らし等を希望する場合

居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者に対し、居宅生活への移行や移行後の定着に関する相談等の支援を実施。

支援(例)
GH入居中：一人暮らし等に向けた調理や掃除等の家事支援、買い物等の同行、 金銭や服薬の管理支援、住宅確保支援
GH退居後：当該グループホームの事業者が相談等の支援を一定期間継続

1　障害者総合支援法の改正

資料集P.4

2－①　就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等

令和４年障害者総合支援法等の一部改正による見直し

現状・課題

○　これまで障害者雇用施策と障害福祉施策に基づき就労支援を進めている。※民間企業に約60万人、就労系障害福祉サービス事業所に約40万人が就労

○　障害者の就労能力や適性等については、現在も就労系障害福祉サービスの利用を開始する段階で把握しているが、それらを踏まえた働き方や就労先の選択には結びついていない面や、必ずしも質が担保されていない面がある。

○　就労を希望する障害者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、一人一人の障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められている。

見直し内容

○就労選択支援の創設（イメージは下図）

・　障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、**就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設する**（障害者総合支援法）。

・　**ハローワークはこの支援を受けた者に**対して、**アセスメント結果を参考に職業指導等を実施**するものとする（障害者雇用促進法）。

○就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用

・　企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合（※）に、**その障害者が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることを法令上位置づける**（障害者総合支援法）。　（※）省令で規定

○雇用と福祉の連携強化

・　**一般就労への移行・定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業者等の連携先として、障害者就業・生活支援センターを明示的に規定する**（障害者総合支援法）。

就労選択支援のイメージ

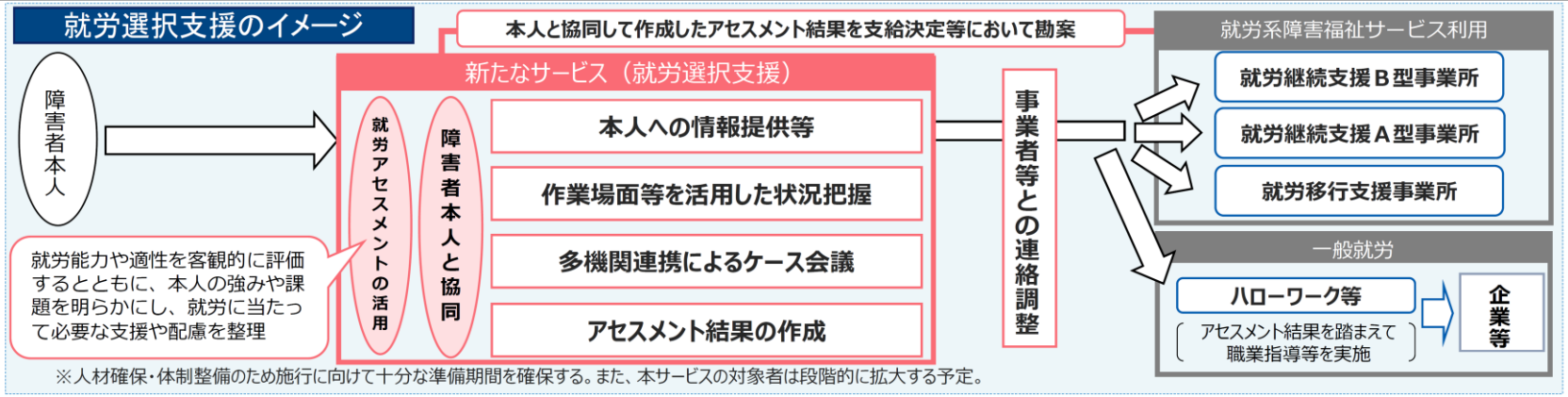

※人材確保・体制整備のため施行に向けて十分な準備期間を確保する。また、本サービスの対象者は段階的に拡大する予定。

1　障害者総合支援法の改正

資料集P.5

就労選択支援の創設についての政令事項・省令事項

概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

※ 障害者部会報告書（令和４年６月）を踏まえ、サービスの利用期間は、概ね２週間（最大でも２か月）程度とする

法の条文

※ 第13項を新設

第五条　（略）

13　この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして**①主務省令で定める者**につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の**②主務省令で定める事項**の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の**③主務省令で定める便宜**を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において**政令で定める日**

施行期日（案）　令和７年10月１日

省令の具体的内容（案）①

就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者

省令の具体的内容（案）②

①本人と協同して確認した就労選択支援を利用する障害者の
- 障害の種類及び程度
- 就労に関する意向
- 就労に関する経験
- 就労するために必要な配慮及び支援
- 就労するための適切な作業の環境

②その他適切な選択のために必要な事項

省令の具体的内容（案）③

- 障害福祉サービス事業を行う者、特定相談支援事業を行う者、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、教育機関、医療機関その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整
- 地域における障害者の就労に係る社会資源、障害者の雇用に関する事例等に関する情報の提供及び助言
- その他の必要な支援

※ 支給決定期間は１か月又は２か月で市町村が定める期間とする
※ 市町村は、支給要否の決定に当たり、当該申請に係る障害者が就労選択支援を利用している場合には、その評価及び整理の結果について、勘案する
※ 就労継続支援B型を利用する意向を有する者は、令和７年10月以降、利用申請前に、原則として、就労選択支援を利用することとする。ただし、同様のアセスメントが実施されている場合や本人の事情（障害特性や病状など）等により就労選択支援の利用に困難を伴う場合を考慮する。

１　障害者総合支援法の改正

資料集P.5

一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用についての省令事項

概要

企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、休職から復職を目指す場合に、一般就労中の障害者でも、就労系障害福祉サービスを一時的に利用※できることとする。

※ 障害者部会報告書（令和４年６月）を踏まえ、サービスの利用期間は、前者の場合は原則３～６か月以内（延長が必要な場合は合計１年まで）、後者の場合は企業の定める休職期間の終了までの期間（上限２年）とする

法の条文

第五条　（略）

13　この法律において「就労移行支援」とは、就労を希望する障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって**主務省令で定める事由**により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、主務省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

14　この法律において「就労継続支援」とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者及び通常の事業所に雇用されている障害者であって**主務省令で定める事由**により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

省令の具体的内容（案）

- 通常の事業所に新たに雇用された後に所定労働時間の延長を図ろうとする場合又は休職から復職を図ろうとする場合

※ 支給決定期間は１か月から６か月までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする

２　業務継続計画・
感染症対策の強化

２　業務継続計画・感染症対策の強化

(1)　業務継続計画（BCP）【令和6年4月1日以降義務化】

業務継続計画（BCP）とは、感染症や非常災害の発生時においても、利用者へ継続してサービスを提供することのできるよう、また、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画であり、以下の措置を講じる必要があります。

◆　計画の策定

計画には、次の項目等を記載すること。

○　感染症に係る業務継続計画

- 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- 初動対応
- 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

○　災害に係る業務継続計画

- 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- 他施設及び地域との連携

（参考）資料集P.19～P.20

２　業務継続計画・感染症対策の強化

(1)　業務継続計画（BCP）【令和6年4月１日以降義務化】

◆　研修の実施

定期的（年１回以上）に従業者教育を開催（新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。）し、計画の具体的内容を職員間で共有するとともに、平常時の対応の必要性や緊急時の対応に係る理解の励行を行ってください。

※　感染症の業務継続計画に係る研修は、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも可能。

◆　訓練（シミュレーション）の実施

定期的（年１回以上）に計画に基づく、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を行ってください。

※　感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも可能。

２　業務継続計画・感染症対策の強化

⑵　感染症対策の強化　【令和6年4月1日以降義務化】

事業所における感染症の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の措置を講じる必要があります。

◆　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催

定期的（おおむね6月又は3月に1回以上（※））に開催し、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討してください。　（※）サービスにより解釈通知で定める開催頻度が異なります。

◆　感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。

◆　従業者に対する感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施

定期的（年１回以上）に従業者教育を開催（新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。）し、感染対策の基礎的内容等の普及・啓発を行うとともに、事業所の指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行ってください。

【参考】【広島市HP】障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP)について
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/216637.html（ページ番号：216637）

【参考】感染対策マニュアル・業務継続ガイドライン等（厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

３　基準条例

３　基準条例

本市では、「広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例」及び「広島市児童福祉施設設備基準等条例」を制定し、厚生労働省令で定める指定基準のほか、本市独自の指定基準を定めています。

①　障害者（指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設）

独自基準の項目	独自基準の内容
一般原則・基本方針	事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
運営規程の記載事項	事業者は、利用者に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を、その運営規程に定めなければならない。
金銭管理規程の整備 （短期入所、共同生活援助、障害者支援施設及び福祉ホームに限る。）	事業者は、利用者が日常生活を営むために必要な金銭の管理等を利用者に代わって行う場合は、その管理等を適切に行うために必要な事項に関する規程を定めなければならない。
管理者の研修の機会の確保	事業者は、その管理者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

３　基準条例

①　障害者（指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設）

独自基準の項目		独自基準の内容
非常災害対策	夜間を想定した避難訓練の実施 （共同生活援助、障害者支援施設及び福祉ホームに限る。）	事業者は、非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めなければならない。
	水、食料品等の備蓄 （共同生活援助、障害者支援施設及び福祉ホームに限る。）	事業者は、非常災害時の水、食料等の不足に備え、利用者、従業者、管理者等のための水、食料等を備蓄するよう努めなければならない。
	地域住民等との日頃からの連携 （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスを除く。）	事業者は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。
苦情処理解決		事業者は、その提供したサービスに関する利用者及びその家族からの苦情に対応するために、その従業者及び管理者以外の者を関与させるよう努めなければならない。

３　基準条例

①　障害者（指定障害福祉サービス及び指定障害者支援施設）

独自基準の項目	独自基準の内容
サービスの提供に係る計画の見直し （居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護又は重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービスに限る。）	サービス提供責任者は、そのサービスに係る計画作成後においても、少なくとも1年に1回以上、当該計画の見直しを行わなければならない。

②　障害児（指定障害児通所支援及び指定障害児入所支援）

独自基準の項目	独自基準の内容
一般原則 （基準該当児童発達支援事業者等に限る。）	事業者は、障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じなければならない。
運営規程の記載事項	事業者は、障害児に対し緊急やむを得ない理由で身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合の要件等に関する事項を、その運営規程に定めなければならない。

３　基準条例

②　障害児（指定障害児通所支援及び指定障害児入所支援）

独自基準の項目		独自基準の内容
管理者の研修の機会の確保		事業者は、その管理者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。
非常災害対策	夜間を想定した避難訓練の実施（指定障害児入所施設に限る。）	事業者は、非常災害に備えるための訓練を行うに当たっては、昼間を想定した訓練に加え、夜間を想定した訓練を行うよう努めなければならない。
	水、食料品等の備蓄（指定障害児入所施設に限る。）	事業者は、非常災害時の水、食料等の不足に備え、障害児、従業者、管理者等のための水、食料等を備蓄するよう努めなければならない。
	地域住民等との日頃からの連携	事業者は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めなければならない。
苦情処理解決		事業者は,その提供したサービスに関する障害児、保護者及びその家族からの苦情に対応するために,その従業者及び管理者以外の者を関与させるよう努めなければならない。

４　業務管理体制の整備に関する届出

４　業務管理体制の整備に関する届出

⑴　届出が必要となる事由

◆　事業所の指定後、業務管理体制の整備に関する届出をしていない場合

◆　既に提出している業務管理体制の整備に関する届出に変更がある場合
（事業者の名称又は氏名や主たる事業所の所在地等）
※　事業所の指定や廃止等により、指定されている事業所数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合は、提出する必要はありません。

◆　事業所の指定等により事業展開地域が変更され届出先に変更が生じた場合
※　区分の変更に関する届出は、変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届出が必要です。
例　広島市のみで事業展開していた事業者が、新たに呉市においても事業を開始した場合
届出先　広島市長　→　広島県知事に変更（広島市と広島県の双方に届出が必要）

⑵　届出様式・参考資料等

【広島市HP】業務管理体制の整備に関する届出
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18727.html（ページ番号：１８７２７）

４　業務管理体制の整備に関する届出

⑶　整備する業務管理体制の内容

対象となる障害福祉サービス事業者等	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責任者の選任	法令遵守規程の整備	業務執行の状況の監査を定期的に実施
全ての事業者等	○	－	－
事業所等の数が20以上の事業者等	○	○	－
事業所等の数が100以上の事業者等	○	○	○

※事業所等の数は、以下の区分ごとで別々にカウントする。
⑴障害者総合支援法
・　障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者及び障害者支援施設
・　障害者総合支援法に基づく指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者
⑵児童福祉法
・　児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者
・　児童福祉法に基づく指定障害児入所施設
・　児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者
※多機能型事業所等の場合は、指定を受けている事業種別の数を届出ごとにカウントする。

４　業務管理体制の整備に関する届出

⑷　届出先

◆　障害者総合支援法

区分	事業所等の所在地	届出先
指定障害福祉サービス事業者 指定障害者支援施設	①事業所等が複数の県に所在する場合	厚生労働省
	②事業所等が広島市、福山市、呉市のみに所在する場合	広島市、福山市、呉市
	③その他	広島県
指定相談支援事業者	④事業所が複数の県に所在する場合	厚生労働省
	⑤特定相談のみを行う場合で，一の市町のみに所在する場合	各市町
	⑥事業所が広島市，福山市，呉市のみに所在する場合	広島市、福山市、呉市
	⑦その他	広島県

４　業務管理体制の整備に関する届出

⑷　届出先

◆　児童福祉法

区分	事業所等の所在地	届出先
指定障害児通所支援事業者	①事業所等が複数の県に所在する場合	厚生労働省
	②事業所が広島市のみに所在する場合	広島市
	③事業所等（児童発達支援センターを除く）が福山市、呉市のみに所在する場合	福山市、呉市
	④その他	広島県
指定障害児入所施設	⑤施設が複数の県に所在する場合	厚生労働省
	⑥施設が広島市のみに所在する場合	広島市
	⑦その他	広島県
指定障害児相談支援事業者	⑧事業所が複数の県に所在する場合	厚生労働省
	⑨事業所が一の市町に所在する場合	各市町
	⑩その他	広島県

※　指定発達支援医療機関は厚生労働省に届出を行う。

５　障害福祉サービス等情報公表制度・災害時情報共有システム

５　障害福祉サービス等情報公表制度・災害時情報共有システム

(1) 障害福祉サービス等情報公表システム

情報公表システムとは…

障害福祉サービス等情報公表制度における報告及び公表に関する手続きを支援するとともに、利用者等がインターネット上でいつでも事業者の情報にアクセスできるよう構築されたシステム。

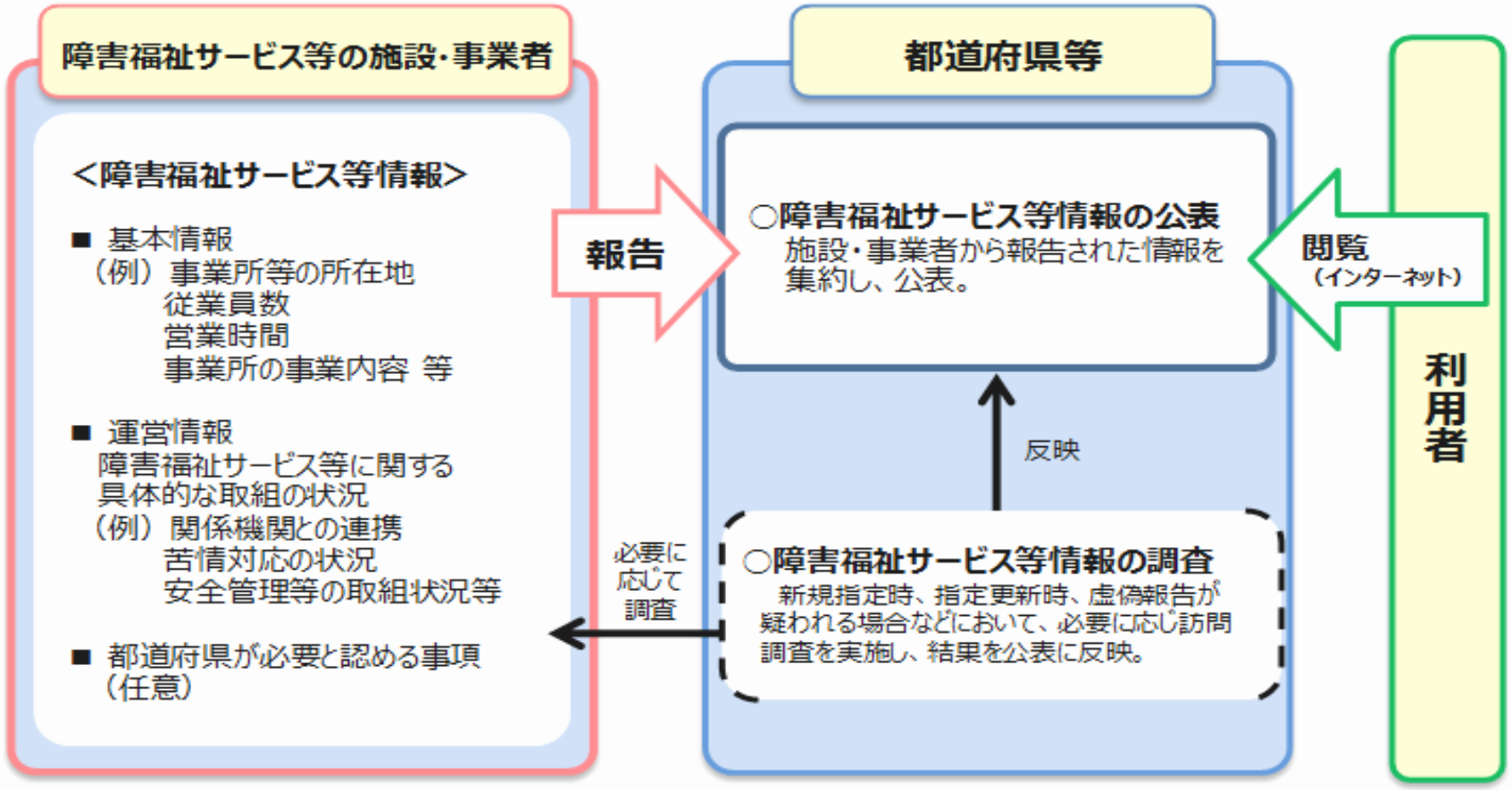

（参考）資料集P.48～P.67

５　障害福祉サービス等情報公表制度・災害時情報共有システム

(1)　障害福祉サービス等情報公表システム

問い合わせ先	連絡先
一般社団法人シルバーサービス振興会	電　話：082－254－9699 メール：peqqu001@hiroshima-silver.or.jp

◆　よくある質問

○　ID、パスワードがわからないので教えてほしい。
○　入力方法がわからないので教えてほしい。
○　誤って申請をしてしまったので、差し戻しをしてほしい。　など

上記、よくある質問の内容については、「一般社団法人シルバーサービス振興会」にお問い合わせください。

５　障害福祉サービス等情報公表制度・災害時情報共有システム

⑵　障害者支援施設等災害時情報共有システム

災害時情報共有システムとは…

災害発生時に被災した障害者支援施設等の被害状況などを国、自治体が共有し、災害対応の業務を行うために構築されたシステム。

５ 障害福祉サービス等情報公表制度・災害時情報共有システム

⑶ 情報公表システム・災害時情報共有システムへの登録手順

◆ 情報公表システム

広島市
・事業者(法人)情報、事業所基本情報の入力

事業者
・事業所詳細情報の入力 → 申請

広島市
・事業所登録情報の承認

「事業所詳細情報」タブの「システムからの連絡先」は、必ず入力してください（災害時情報共有システムの登録に必要です。）。

登録後は、年に1回の更新手続きが必要です。（例年5月頃）

情報公表システムの公表(HP掲載)

◆ 災害時情報共有システム

広島市
・緊急連絡先等登録の案内メール送付
（災害時情報共有システムからメールが送付される。）

事業者
・緊急連絡先の登録入力 → 申請

広島市
・登録情報の承認

登録後、緊急連絡先の変更を希望する場合は、①又は②によりお手続きください。

① 災害時情報共有システムから申請
●アクセス用URL https://www.wam.go.jp/s-saigai/DIS050100E00.do
システムから施設情報更新メールを入手し、変更後の情報を申請してください。

② 障害自立支援課に電話やe-mailにより施設情報更新依頼
施設情報更新メールを送付しますので、メール内URLからシステムにアクセスし、変更後の情報を申請してください。

（参考）資料集P.48～P.67

６　連絡用メールアドレスの登録

６　連絡用メールアドレスの登録

本市では、国からの通知や書類の提出等に関するお知らせを各事業所へ情報提供できるよう、事業所ごとに連絡用メールアドレスの登録をお願いしています。

登録されたメールアドレスに変更があった場合は、必ず障害自立支援課へご連絡いただきますようお願いいたします。

◆　連絡方法

○　メール件名：「**（事業所名）・（サービスの名称）・事業所メールアドレスの変更について**」

（例：〇〇ヘルパーステーション・居宅介護・事業所メールアドレスの変更について）

○　メール本文：空欄のままで差し支えありません。

○　送　付　先　：jiritsu@city.hiroshima.lg.jp（障害自立支援課メールアドレス）

※　登録は、事業所ごとに行っています。

※　１事業所につき、登録可能なアドレスは１つです。

７　事故報告･感染症の報告

7　事故報告・感染症の報告

事業所内又はサービス提供中において、事故又は感染症が発生した場合に報告が必要なものについては、主に次の通りです。

◆　事故等によるケガ等によるもの

○　死亡事故　　○　重症事故
○　無断外出　　○　事件性のあるもの
○　運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）
○　その他特に報告の必要があると事業所が判断したもの

◆　感染症の発生によるもの

○　利用者又は従業者の中でのノロウイルス、インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症等の感染症の発生
※　以下に該当する場合のみ。区保健センターにも併せて連絡してください。
- 死亡者又は重篤な患者が週に2名以上発生した場合
- 有症者等が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- 通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と判断した場合

【広島市HP】障害福祉サービス事業所等における事故等発生状況報告書について
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/262197.html（ページ番号：262197）

８　質問票

8　質問票

指定障害福祉サービス等の運営等に関するご質問は、質問票によりお問い合わせください。

◆　質問票の送付方法

○　メール又はFAXにより障害自立支援課にご送付ください。
（メール送付先：jiritsu@city.hiroshima.lg.jp　／　FAX送付先　：082－504－2256）

○　メールの際は、件名に「質問票（サービス種別：項目）」と記載してください。
（例）「質問票（放課後等デイサービス：〇〇加算の取得要件について）」

質問票によりお問い合わせいただくもの	電話によりお問い合わせいただくもの（質問票でも可）
・　人員配置等の指定基準 ・　加算等の報酬算定事務 ・　障害福祉サービス等の情報公表制度 ・　業務管理体制 ・　指定更新、変更届、体制届出 ・　補助金事務（施設整備事業を除く）	・　実地指導事務 ・　補助金事務（施設整備事業に限る）や財産処分 ・　本市からの照会事務 ・　新規指定や定員の変更などに係る事前相談の日程調整 ・　自立支援係へのお問い合わせ（請求等）

【広島市HP】指定障害福祉サービス等の運営等に関する質問票
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/232024.html（ページ番号：232024）

９　指定更新

９　指定更新

法令上、障害福祉サービス等の指定は6年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によってそれらの効力を失うとされています。更新を受けるには指定更新申請を行っていただく必要があり、本市では、指定更新月の前々月末日までに申請を行っていただくこととしています。

（例）更新年月日が令和5年11月1日である場合、令和5年9月30日までに指定更新申請書を提出。

指定通知書又は指定更新通知書により更新時期をご確認いただきますようお願いいたします。

◆　更新申請書様式の掲載場所（広島市HP）

サービス種別	様式の掲載場所（ページ番号）
指定障害福祉サービス等事業者 （居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）	18653
指定障害福祉サービス等事業者 （居宅、相談支援等を除く）	135237
指定特定・障害児相談支援事業者、指定一般相談支援事業者	18852
指定障害児通所・入所支援事業者	18851

１０　土砂災害警戒区域

１０　土砂災害警戒区域

(1)　土砂災害警戒区域等に関する本市の取り扱い

本市では、平成26年8月、平成30年7月及び令和3年8月の豪雨災害により多大な被害が生じました。

障害がある方は、災害時の避難が困難であることから、本市では、下のサービスについて「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」内での事業所の設置を原則不可の取扱いをしています。

対象サービス一覧	
生活介護	障害者支援施設等
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	放課後等デイサービス
就労移行支援	児童発達支援
就労継続支援A型・B型	医療型児童発達支援
共同生活援助	障害児入所施設等
短期入所	

１０　土砂災害警戒区域

⑵「土砂災害特別警戒区域」又は「土砂災害警戒区域」の確認方法

広島県のウェブサイト「土砂災害ポータルひろしま」
https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx

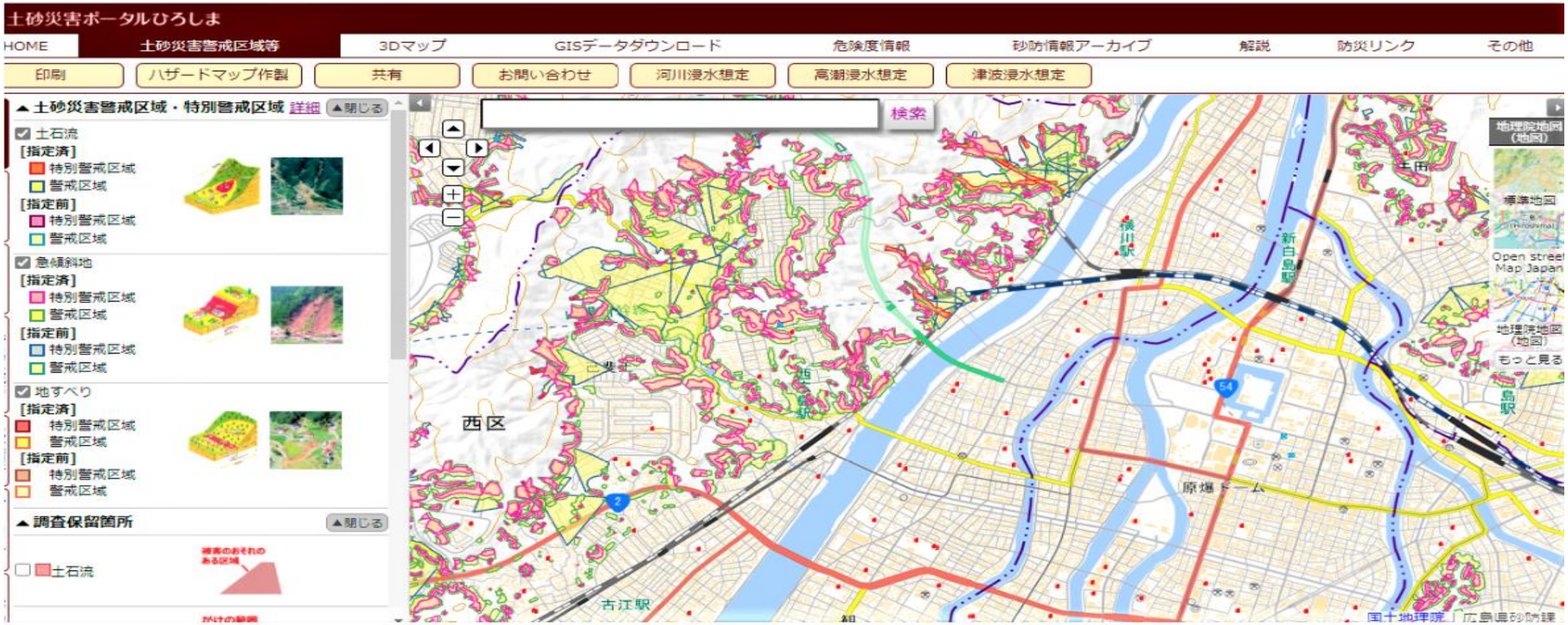

１１　共生型サービス

11　共生型サービス

高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、障害福祉サービス等事業所（介護保険サービス事業所）であれば、基本的に共生型サービスの介護保険サービス事業所（障害福祉サービス等事業所）の指定も受けられるよう特例が設けられた制度です。

共生型介護保険サービスの実施

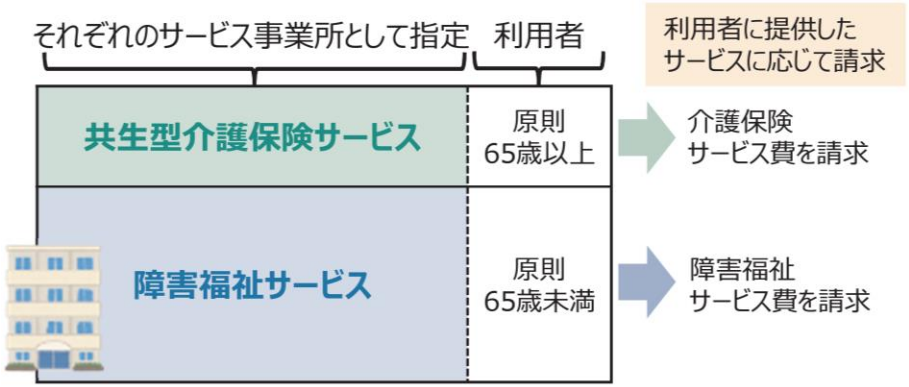

○　従来、**障害福祉サービス**として、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイに相当する事業の指定を受けている事業所は、**共生型介護保険サービス**事業所の指定を受けることが可能。

例）障害福祉サービスの「居宅介護」「重度訪問介護」の指定を受けている事業所は、「共生型訪問介護」の指定を受けることが可能。

○　利用者の年齢・状態像に応じ、**障害福祉サービス**、**共生型介護保険サービス**のいずれかを提供する。

○　サービス費用の財源は、
・**障害福祉サービス**：障害者総合支援法に基づく税財源
・**共生型介護保険サービス**：介護保険法に基づく税及び保険料財源
となっているため、請求は別々に行う。

共生型障害福祉サービスの実施

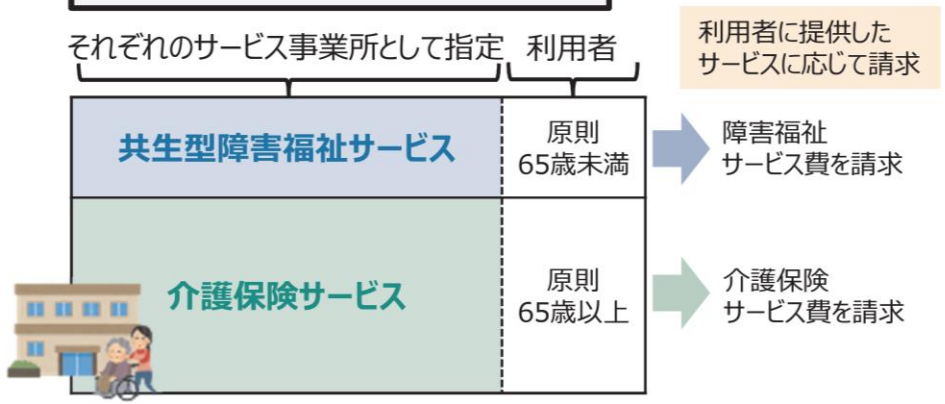

○　従来、**介護保険サービス**として、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイに相当する事業の指定を受けている事業所は、**共生型障害福祉サービス**事業所の指定を受けることが可能。

例）介護保険サービスの「訪問介護」の指定を受けている事業所は、「共生型居宅介護」「共生型重度訪問介護」の指定を受けることが可能。

○　利用者の年齢・状態像に応じ、**介護保険サービス**、**共生型障害福祉サービス**のいずれかを提供する。

○　サービス費用の財源は、
・**介護保険サービス**：介護保険法に基づく税及び保険料財源
・**共生型障害福祉サービス**：障害者総合支援法に基づく税財源
となっているため、請求は別々に行う。

（出典：厚生労働省）

（参考）資料集P.75～P.78

11　共生型サービス

◆　対象となるサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○　訪問介護	⇔	○　居宅介護 ○　重度訪問介護
デイサービス	○　通所介護 ○　地域密着型通所介護	⇔	○　生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○　自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○　児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○　放課後等デイサービス（同上）
ショートステイ	○　短期入所生活介護 ○　介護予防短期入所生活介護	⇔	○　短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○　小規模多機能型居宅介護 ○　介護予防小規模多機能型居宅介護 ○　看護小規模多機能型居宅介護 □　通い	⇒	○　生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○　自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○　児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○　放課後等デイサービス（同上）
	□　泊まり	⇒	○　短期入所

※ ⇔ は相互に対応。

※ ⇒ は小規模多機能型から障害福祉サービスは提供できるが、逆は不可。

（出典：厚生労働省）

【広島市HP】共生型サービス
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/352316.html（ページ番号：352316）

１２　広島県福祉サービス運営適正化委員会

１２　広島県福祉サービス運営適正化委員会

◆　福祉サービスを利用する人から利用にあたって疑問や不満を感じたり、　要望や苦情等があったりする場合に、解決に向けた相談や助言、必要に応じて調査等を行います。

〇　相談例　・　職員の態度や言葉使いに不満がある。
　　・　利用契約どおりにサービスが提供されない。

◆　高齢者、障害児・者、児童が利用する社会福祉施設で入所中のサービスや、在宅のホームヘルプサービス、通所のデイサービス等が対象です。

◆　電話、FAX、郵便、電子メール等により相談可能。（来館相談も可能ですが、事前予約が必要）

〇　所在地　　：広島市南区比治山本町１２－２　県社会福祉会館１階
〇　電話番号　　：０８２－２５４－３４１９
〇　FAX　　：０８２－５６９－６１６１
〇　メールアドレス　：soudan@hiroshima-fukushi.net

１３　請求事務

１３　請求事務

⑴　上限管理について

利用者負担額が、上限月額を超える可能性がある方については、事業者が利用者負担上限額管理者となって、上限管理を行う必要があります。

◆　受給者証の表示

○　上限管理が必要となる可能性のある利用者の受給者証の特記事項の欄には、「利用者負担上限額管理対象　該当」と表示してあります。

○　利用者負担額が0円の場合や、1事業所しか利用されていない場合は、上限管理の必要はありません。

◆　上限管理はサービスごと

例えば障害福祉サービスと障害児通所と移動支援を利用されている方の場合、障害福祉サービスは障害福祉サービスで、障害児通所は障害児通所で、移動支援は移動支援でそれぞれ別々に上限管理を行います。

◆　上限管理を行う事業所

上限管理を行う事業所の優先順位は資料集80ページのとおりです。

13　請求事務

(1)　上限管理について

◆　上限管理の届出

○「利用者負担上限額管理対象　該当」という受給者証をお持ちの利用者について、受給者証別冊などで他の事業所を利用されていることを確認した場合は、上限額管理を行っている事業所の確認や、行っていない場合どこの事業所が行うか、事業所間で確認・調整を行っていただき、「利用者負担上限管理事務依頼（変更）届出書」を提出してください。

○　届出書の有効期間は、利用者負担上限月額の認定期間と連動しています。利用者負担上限月額は年に１回は見直しを行うため、見直しの都度、上限月額の認定期間が更新されます。更新された際には、改めて届出書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

○　届出書の提出期限は、請求される月の前の月の26日です。26日が休日であれば、直前の平日が期限となります。当課では、毎月26日までに受理した届出書の内容を、翌月の請求台帳に登録しますので、請求前に必ず届出書をご提出ください。

○　世帯管理であっても、上限管理事業所の登録は利用者単位で行いますので、利用者ごとに届出書が一枚必要です。届出書一枚で複数の利用者は登録できません。

１３　請求事務

⑴　上限管理について

◆　上限管理の届出

　兄弟姉妹の更新時期が異なることにより、届出書の有効期間も異なる場合がありますので、ご注意ください。また、兄弟姉妹の名前と受給者証番号が入れ替わっていることにより登録ができない場合も多いため、提出される前には十分に確認してください。

◆　上限管理結果票の提出

　上限管理結果票は、基本的には国保連へ伝送していただくものです。ただし、世帯管理を行う利用者については伝送できないため、紙媒体で結果票を障害自立支援課まで必ずご提出ください。

◆　様式掲載ページ

【広島市HP】利用者負担上限管理事務依頼（変更）届出書について
https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18442.html（ページ番号：１８４４２）

13　請求事務

(2)　過誤申立について

過誤申立とは、支払いが確定した請求情報に誤りがあり、明細書を取り下げる場合に行うものです。
過誤処理とは、請求が一旦通ったものについて、取り下げをして再請求を行うものですので、請求誤りにより「返戻」となっている場合、過誤申立をする必要はなく、返戻となった理由を確認いただいた上で正しい請求を行ってください。

◆　過誤申立の範囲

○　過誤申立をした請求情報は、一旦全額が取り下げられます。必要に応じて、再度、内容を修正した正しい請求を行ってください。

○　請求情報の一部のみを取り下げ、一部のみを再請求することはできませんのでご注意ください。

◆　過誤及び再請求の時期

過誤申立及び再請求が可能となるのは、請求月の翌々月以降（給付費の支払いがあった月の翌月以降）です。

１３　請求事務

⑵　過誤申立について

◆　過誤申立の方法

○　障害自立支援課に過誤申立書をご提出ください。提出期限は毎月２６日です。２６日が休日にあたる場合には、直前の平日が期限となります。

○　当課では、毎月２６日までに受理した過誤申立書について、翌月に過誤処理を行います。同月過誤を希望される場合は、過誤申立書を２６日までにご提出いただき、翌月１０日までに必ず再請求を行ってください。

○　翌月１０日までに再請求を行わなかった場合、差額調整ではなく取下げのみとなりますので、その月の請求よりも取下げ額が大きくなる可能性があります。

○　請求額より取下げ額が大きくなった場合は、マイナス分を国保連に返金していただくこととなりますのでご注意ください。

１３　請求事務

⑵　過誤申立について

◆　過誤申立書作成時の注意点

○　サービス提供月ごとにまとめるのではなく、利用者ごとにサービス提供年月順にご記入ください。

○　事業所番号や受給者番号の記載誤りがあると、過誤処理ができないため、提出の前には必ずご確認ください。

○　特に、居宅介護と移動支援等、事業所番号を複数お持ちの場合や、兄弟姉妹でサービスを利用している場合に記載誤りが多いため、ご注意ください。

○　過誤申立書の中に受給者番号が重複していたり、広島市以外の市町で支給決定を受けている利用者が含まれていたりすると、過誤処理が行えませんので、提出の前には必ずご確認ください。

◆　様式掲載ページ

【広島市HP】介護給付費等過誤申立書様式について

https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/syougaijiritsu02/18642.html（ページ番号：１８６４２）

１３　請求事務

⑶　請求における注意点について

◆　受給者証の記載内容の確認

内容に相違があると、返戻となりますので、請求の前には次の点などを必ずご確認ください。

○　受給者証番号

障害福祉サービスや移動支援事業など、サービスごとに異なる番号となっているが、間違いないか。

○　支給決定サービス内容

支給決定されていないサービスの請求をしたり、決定時間数が変わっているのに変更前の時間の請求をしたりしていないか。

○　利用者負担上限月額

利用者負担上限月額の見直しの結果、0円に変更となっているのに利用者負担額を徴収していたり、9，300円や4，600円に変更となっているのに、全額を国保連へ請求したりしていないか。

※　受給者証の更新後によく見られる事例ですので、ご注意ください。

○　更新の確認

更新手続きが行われているか。

※　請求前には必ず受給者証をご確認ください。

１３　請求事務

⑶　請求における注意点について

◆　サービスの提供日、提供時間の重複の確認

提供日、提供時間の重複による返戻が最も多く発生していますので、他事業（事業所）とサービスの提供日、提供時間が重複していないか、ご確認ください。

例えば、居宅系サービスと通所系サービスの提供時間の重複や、居宅系サービス同士の重複などです。

○　二人体制での居宅系サービスの提供や、重度訪問介護の同行支援の場合などは問題ありませんが、それ以外の重複は認められません。

○　一方の事業所が、実績記録票に記載の提供時間や提供日を誤って請求された場合であっても、両方の事業所の請求が返戻になります。

１３　請求事務

⑶　請求における注意点について

◆　支給決定量を超えていないかの確認

○　複数の事業所でサービスを提供している場合、各事業所から請求された合計時間数や合計日数が支給決定量を超えている場合、基本的には全ての事業所の請求が返戻となります。

○　多くの事業所で支援に入っている対象者の場合、返戻の影響も特に大きいと考えられますので、受給者証別冊を活用し、サービス提供が支給決定量を超えないよう管理をお願いします。

○　そもそもの契約時間数や日数の合計自体が支給決定量を超えた状態となっているケースも見受けられますので、契約時から支給決定量を意識しておくようお願いします。

１３　請求事務

⑶　請求における注意点について

◆　その他

○　上限額管理加算については、複数の事業所を利用した月のみ算定が可能です。通常は複数の事業所を利用している方であっても、１事業所のみを利用した月においては、加算は算定できません。
　世帯管理で、例えば兄弟が同一事業所のみを利用している場合、世帯管理の事務依頼届出書は兄弟ともに必要ですが、複数事業所ではないので加算は算定できません。

○「利用者負担上限額管理結果票」について、障害自立支援課へ毎月紙で提出していただく必要があるのは、兄弟でサービスを利用しているなど、世帯管理の場合のみです。世帯管理でない場合は当課への提出は必要ありません。

１３　請求事務

⑶　請求における注意点について

◆　国保連への請求に関わる返戻等について

○　１０日までに国保連へ請求情報を送信すると、返戻等があれば月末に返戻一覧表が国保連より送付されます。

○　平成30年度からは「一次審査処理結果票」という警告内容が表記されたものも事業所へ提供されるようになっています。これは、返戻にはなっていないのですが、請求情報を修正する必要がある場合もありますので、警告の内容については確認をお願いします。請求情報を修正し、再請求する必要がある場合は、過誤申立書をご提出ください。
　警告の理由が分からない場合や、対応が必要かどうかの確認等は、障害自立支援課の自立支援係までお問い合わせください。

問い合わせ先

各問い合せ先

問い合わせ内容	担当	連絡先	
運営の基準等に関すること	障害自立支援課 事業者指導係	082－504－2841	
請求事務（上限管理、過誤請求）に関すること	障害自立支援課 自立支援係	082－504－2148	
情報公表システム（WAMNET）に関すること	広島県シルバーサービス振興会	082－254－9699	
受給者証に関すること	各区福祉課障害福祉係	中区　082－504－2588 東区　082－568－7734 南区　082－250－4132 西区　082－294－6346	安佐南区　082－831－4946 安佐北区　082－819－0608 安芸区　082－821－2816 佐伯区　082－943－9769